

議 案 目 録

令和3年(2021年)10月13日

番 号	件 名
議案第 81 号	令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第10号)
報告第 28 号	損害賠償の額の決定について

報告第 28 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)10 月 13 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 17 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)9 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

(3) 法定代理人

ア 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

イ 氏名 ○ ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 590,028 円を支払う。

3 事案の概要

令和 2 年 4 月 17 日午後 3 時頃、彦根市正法寺町 733 番地 1 の旭森地区ふれあい広場において、相手方がブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの吊り金具が破損し、当該ブランコから相手方が落下したことにより、相手方が負傷したもの